

憲法 出題の意図

問題1

本問は、本件のように裁判所の公判手続における傍聴禁止が憲法の裁判公開原則(37条1項・82条1項)及び被告人の証人尋問権の保障(37条2項前段)に反するかどうかに関する論点についての問題である。解答にあたっては、第一に、同条における公開を要する裁判の対象が、終局的に事実を確定し、当事者の権利義務の存否を確定することを目的とする純然たる訴訟事件に限定されることを論じる必要がある。その上で、本件では、証人尋問に際しての刑事訴訟法157条の5に基づく遮へい措置が、例外的に対審を非公開とすることができる「公の秩序又は善良の風俗を害する虞がある」場合にあたると考えられるかどうかを検討する必要がある。

この点につき、最一小判平成17年4月14日刑集59巻3号259頁では、性犯罪事件等の被害者及び証人を保護する観点から、公判における証人の遮へい措置及びビデオリンク方式(刑訴法157条の6)について、国民による監視・裁判の公正運用に優先し合憲と判示されたが、本件での非公開措置も同様に正当化されうるかについては、事案に基づき、具体的に検討することが求められる。もっとも、本件では、判例と異なり、ビデオリンクを用いない遮へい措置によって、証人の供述態度を被告人及び傍聴人からは直接認識できない事例であるため、判例の射程を踏まえつつ、証人の傍聴人としての国民による監視を通じ、裁判の公平性を確保するという観点から、どの程度までその制約が認められるかについて、適切に論証することが求められる。

問題2

明確性の原則とは、刑罰法規及び表現の自由等の精神的自由を制約する立法につき、その文面上の表現が明確でなければならないとする原則である。刑罰法規については、罪刑法定主義の原則から、また、表現の自由等の精神的自由に対する規制立法については、表現行為等に対する萎縮効果を予防する観点から、この原則が要請される。法令が明確性の原則に反する場合は、文面審査段階において違憲無効となる。具体的に、判例は、法文の明確性につき、最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁(徳島市公安条例事件)等において「通常的判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準」が読み取れるかどうかといった基準により判断している。本問は、上記の原則につき理解を問うものである。